



# 阪神水道企業団公報

令和7年2月17日(月)  
第389号

毎月15日発行

## 目次

### ◇条 例◇

○阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

### ◇規 則◇

○阪神水道企業団個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### ◇議会規程◇

○阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

### ◇告 示◇

○令和7年第1回阪神水道企業団議会定例会の招集

## ◇条 例◇

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月17日

阪神水道企業団  
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団条例第1号

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 省略 2から9まで 省略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する</p>	<p>(定義) 第2条 省略 2から9まで 省略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する</p>

る法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報という。

11から13まで 省略  
（利用及び提供の制限）

第12条 省略

2から4まで 省略

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

省略	省略	省略
第38条 第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをい

る法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11から13まで 省略  
（利用及び提供の制限）

第12条 省略

2から4まで 省略

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

省略	省略	省略
第38条 第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報

		う。)に記録されているとき			う。)に記録されているとき
省略	省略	省略	省略	省略	省略
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)			(個人情報ファイル簿の作成及び公表)		
<p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第3項において「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)から(9)まで 省略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イからキまで 省略</p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>			<p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>以下「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)から(9)まで 省略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イからキまで 省略</p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。</p>		

<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>3 省略 (訂正請求権)</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 省略 (訂正請求の手続)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>1</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することがで</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>3 省略 (訂正請求権)</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 省略 (訂正請求の手続)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>1</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することがで</p>
--	---

きる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) 省略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 省略

（利用停止請求の手續）

第39条 省略

2 省略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示

きる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) 省略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 省略

（利用停止請求の手續）

第39条 省略

2 省略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示

<p>請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

◇規 則◇

阪神水道企業団個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月20日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団規則第1号

阪神水道企業団個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する規則（平成27年規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 特定個人情報 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 特定個人情報ファイル 番号法第</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 特定個人情報ファイル 番号法第</p>

<p>2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(6) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(個人番号の取得の目的)</p> <p>第7条 個人番号は、番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務であつて、次の各号に掲げる事務(以下「個人番号関係事務」という。)を行うために利用するものとし、これ以外の事務に利用してはならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p>	<p>2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(6) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(個人番号の取得の目的)</p> <p>第7条 個人番号は、番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務であつて、次の各号に掲げる事務(以下「個人番号関係事務」という。)を行うために利用するものとし、これ以外の事務に利用してはならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月20日

阪神水道企業団  
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団規則第2号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成7年規則第1号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第9条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行の</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第9条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執</p>

<p>ため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) 省略</p>	<p>行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

◇議 会 規 程◇

阪神水道企業団議会規程第1号

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月17日

阪神水道企業団議会

議長 壬 生 潤

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(5)まで 省略</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(5)まで 省略</p>



<p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(12)及び(13) 省略</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u></p> <p>(15)から(17)まで 省略 （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、<u>次に掲げる事項</u>を通知しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで 省略</p>	<p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(12)及び(13) 省略</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u></p> <p>(15)から(17)まで 省略 （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、<u>次に定める事項</u>を通知しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで 省略</p>
--	--

<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2から7まで 省略</p> <p>8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>ア及びイ 省略</p> <p>(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの</p> <p>9 省略</p> <p>(開示請求等における本人確認手続等)</p> <p>第9条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は</p>	<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2から7まで 省略</p> <p>8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>ア及びイ 省略</p> <p>(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの</p> <p>9 省略</p> <p>(開示請求等における本人確認手続等)</p> <p>第9条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は</p>
---	---

<p>居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 省略</p> <p>2から5まで 省略</p> <p>(開示決定等の<u>際</u>に通知すべき事項)</p> <p>第10条 省略</p>	<p>居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 省略</p> <p>2から5まで 省略</p> <p>(開示決定等の<u>通知</u>)</p> <p>第10条 省略</p>
---	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第5条第2項及び第8条第8項の改正規定並びに第10条の見出しの改正規定 公布の日
  - (2) 第3条第6号から第8号まで、第11号及び第14号並びに第9条第1項第1号並びに附則第2項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年12月2日）
  - (3) 第3条第10号の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和7年3月24日）

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正

後の阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

◇告 示◇

阪神水道企業団告示第1号

令和7年第1回阪神水道企業団議会定例会を令和7年2月17日阪神水道企業団議会議場に招集する。

令和7年2月10日

阪神水道企業団  
企業長 吉田延雄